

別表六(七)

「7」欄又は「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表六(七) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意
 1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。
 2 ださい(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。
 3 当期の試験研究費の額(「14」欄)が前期の試験研究費の額(「10」欄)と異なる場合には、前期の改定試験研究費の額(「16」の②「欄)以下の場合には、前期繰越分(「9」欄)を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください。(この場合、「10」欄には「0円」と記載します。)

御注意		円		繰越税額控除の計算に関する明細			
試験研究費の額	1			前期繰越要件に 係る	当該事業年度	前事業年度又は 前連結事業年度	円
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2						
当期の所得に対する法人税の額 (別表「7」欄、別表一(二)「2」欄)	3			額の計算	円	円	円
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の4第6項」 ② 「区分番号」欄: 「00429」 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(七)「7」欄の金額(円単位)	4						
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5			前期繰越中小	改定試験研究費の額 (14) × (15)	16	円
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「11」の②)	6						
当期税額控除額 (5) - (6)	7			平 . . .	17	18	19
差引当期税額基準額残額 (4) - (5)	8			平 . . .	円	円	円
繰越中小企業者等 税額控除限度額	9			試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除税額がある場合) を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の4第7項」 ② 「区分番号」欄: 「00430」 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(七)「12」欄の金額(円単位)			
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「10」の②)	10			計	(2)	(5)	外
当期繰越税額控除額 (10) - (11)	11			当期分			
法人税額の特別控除額 (7) + (12)	12			合計			